

伊達地方消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第2号

伊達地方消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊達地方消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和48年伊達地方消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を、「時間に勤務」の次に「を」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。